

Q28 日本の施設福祉はどのような現状にあるのでしょうか。

地域で自立生活できる基盤が弱い中で、障害者は在宅生活か施設での生活を選ばざるを得ない状況にあります。一方で、入所施設は街から離れた場所に建てられていることが多く、閉鎖的、非常に少ない職員数、「保護・子供扱い」の問題などがあり、これらの要因により様々な禁止・制限・管理、無視・放置、いじめ、虐待など、様々な人権侵害が起こり易い環境になっています。

利用者は、個人的な活動や情報を得る手段も制限され、「与えられた生活」の中で、無気力になってしまいがちです。

こうした中で、いくつかの施設では生活向上のため、施設生活の基本指針の作成や、自らのサービスの水準をチェックするためのオンブズマン制度の導入、利用者に対する様々な選択肢の提供など、多様な取り組みが開始されてきている一方、利用者のお金を横領したり、人権侵害が日常的に行われている悪質な施設もあり、大きな格差が出ているのが現状です。

そして、このような施設福祉の現状は、施設のみならず、障害者の教育の場、働く場、社会による障害者の受け入れ方全般など、全ての面に共通する日本の福祉全般が抱える「障害者切捨て」と言う後進性の現れであると考えられます。

そして、この後進性の原因は何かと更に考察を進めると、それは、日本国の福祉政策の遅れが根本問題であると指摘できます。厚生労働省も、理念としてのノーマライゼーションについては、随所で指摘していますが、それがスローガンに止まり、虐待問題など現実の具体的な課題解決の場面においては、「福祉法人の独立性の尊重」などの美名に隠れて逃避しているのが現状です。

近く、「措置から契約へ」の福祉の構造改革が実行されることになっていますが、入所型福祉施設の定員充足率が98%と言う状況では、「施設利用者が自由に施設を選択」することできず、逆にこれまであった行政による監督機能が契約の名の下に後退するのではとの危惧も指摘されています。